

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年7月27日（平成28年（独情）諮問第62号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（独情）答申第59号）

事件名：特定年度に特定教員が担当した大学院生及びその主指導教員等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月13日付け広大総務第16-18号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 主旨

平成28年6月13日に開示された文書では平成24年度に特定教員が大学院生の指導教員であったことを確認することができないものがあつた。また、学籍異動（退学・休学・復学等）に関する文書では、指導教員すら開示されていないので、特定教員が指導教員であることを確認することができない。それで平成24年度に間違いなく特定教員が大学院生の指導教員であったことが確認できる文書開示を求める。

イ 理由

本件請求文書の開示を求めたが、平成28年6月13日に開示された文書では、特定教員が大学院生の指導教員であったことを確認することができないものがあつた。

まず、平成17年度入学の博士課程（通常4年）の大学院生2名については、平成24年度にも大学院生であり続けたことが確認でき

ない。また、これまでの大学院生に関する情報開示に関する情報開示担当者の説明では、平成23年度から平成27年度に特定教員が指導をした修士課程の方は1名とのことだったが、平成22年度入学の修士課程（通常2年）の方が平成24年度にも修士の学生であり続けたこと、平成27年度卒業の方と同一人物であることが確認できない。

それで、平成17年度入学の博士課程の大学院生2名が、平成24年度にも大学院生であり続けた事実を確認できるもの、平成22年度入学の修士課程の方が平成24年度にも修士の学生であり続けたこと、平成27年度卒業の方と同一人物であることを確認することができる文書の開示も求める。

また、今回の情報開示の目的は、平成24年度における特定教員の大学院生の指導状況を確認することである。学籍異動（退学・休学・復学等）に関する文書では、少なくとも特定教員が指導教員であることを示す部分は開示することを求める。

以上、平成24年度に特定教員が間違いなく大学院生の指導教員であったことが確認できるよう文書の開示を求める。

(2) 意見書

ア はじめに

今回の特定部局特定教員指導の大学院生に関する情報開示請求は、
(1) 大学院生数や指導教員に関する①特定教員の説明、②特定部局年報やその他資料等の記載内容、③特定部局長の説明、および④大学事務からの回答に大きな違いが生じている。(2) 特定教員が特定組織で実験を開始した特定年月以降に特定組織で実験をしてきた4名は、教授の説明とは全く異なり、いずれも大学院生ではなかったことが判明した。(3) 「特定組織以外に実験する場所がない」（特定教員）との説明にもかかわらず、特定教員が指導者とされる大学院生が特定組織で実験をしている形跡がないなどの異常な状況が生じ、事実の確認が必要になったためのものである。この件に関する情報開示請求は、平成27年12月3日と平成28年4月28日の2回行っている。

イ 本件経緯と問題について

(ア) 1回目の開示請求について

平成27年12月3日、「平成23年度～平成27年度に特定教員が担当した大学院生名、またそれら大学院生の主指導教員、副指導教員が具体的に分かるもの。特定教員が担当した大学院生が研究科教育委員会に提出した「指導教員願」、「履修計画」、「研究計画概要」ならびに教授会「学位審査資料」等。」の開示請求を行っ

た。

しかし、平成28年1月4日付け開示決定通知で開示された文書（A4, 1枚）は原本ではなく、情報開示の担当者が新たに作成したもので、大学院生の名前も入学年度や卒業年度も、また、3名いるはずの指導教員についても特定教員以外は記載されていない、事実関係の検証が一切不可能なものだった。それで、平成28年1月12日、「年度毎に入学あるいは卒業した大学院生と選択教室、指導教員（主指導教官、副指導教官等）等を記した名簿や教授会学位審査資料の原本」を開示するよう異議申立てを行った。

平成28年3月3日に総務省の担当者に相談をしたところ、「開示制度では原本を開示することになっている」、「あらたに文書を作り直して開示するという大学の対応は通常考えられない」、「法令に反する」とのことであったので、そのことを大学の担当者に伝えたところ、処分2でいくつか文書が開示されたが、事実関係の確認には不十分だった。それで、平成28年5月2日、再度、審査請求（異議申立て）を行ったが、平成28年7月28日付けで当該処分に関する諮問の通知があったという経緯である。

（イ）2回目の開示請求（本件）について

以上のように、迅速かつ誠実な情報開示が行われることはなく、大学担当者の説明は二転三転し、埒があかなかつたため、平成28年4月28日、「平成24年度に特定教員が担当した大学院生とその主指導教員、副指導教員が具体的に分かる以下のもの。①特定教員が担当した大学院生が研究科教育委員会に提出した指導教員願、履修計画、研究計画概要、②教授会学位審査資料、③休学中、学籍移動、指導者の変更のあったものはそれを証明する教授会資料」（本件請求文書）と単年度（平成24年度）に関する分の開示を請求した。

しかし、平成28年6月13日付け通知での開示文書でも、やはり何人かについては特定教員が大学院生の指導教員であったことを確認することはできなかつた。具体的には、平成17年度入学の博士課程（通常4年）の大学院生2名、平成22年度入学の修士課程（通常2年）の学生1名について、平成24年度に特定教員が指導教員であった事は確認できなかつた。

平成24年度に特定教員が主指導教員として指導する大学院生は、①特定教員の当初の説明では0名、②特定部局年報やその他資料等の記載では0名、③特定部局長の説明では1名、④大学事務からの回答では0名と食い違い、副指導の大学院生は0～10名と大きな違い・矛盾が生じていたために、平成28年6月21日、「平成2

4年度に特定教員が間違いなく大学院生の指導教員であったことが確認できるよう」審査請求をしたが、明確な回答はないままに平成28年7月28日付けで原処分に関する諮問の通知があったという経緯である。

ウ 対象文書と情報開示について

大学院生の名前、指導者や研究内容は、年報、教授会資料や学位審査記録等の公開されている資料にも掲載されている。学位審査も公開のもので、研究内容、主・副の指導者教員名、審査員も公表され、文書での連絡もされている。特に学位に関しては、論文も名前もインターネットでも公開されて容易に検索できるもので、特に個人情報として秘匿されなければならないものではない。寧ろ、信用性や透明性を高めるために、公開しなければならないとされているものである。

大学は、「履修計画表」については、様式上、副指導教員名の記載はない。」と主張するが、「研究指導グループ届」「研究計画書」には、主指導教員だけではなく副指導教員も記載しなければならないことになっている。また、「学位審査資料、休学中、学籍移動、指導者の変更のあったものを証明する教授会資料」は、その氏名も含め、教職員に対しては全て公開されている。

問題は、「教授会資料等の公開されている情報と、特定教員の説明、特定部局年報やその他資料等の記載内容、特定部局長の説明、および大学事務からの回答に大きな違いや矛盾が生じている」、そのため、「事実関係の確認が必要な状況」が生じているにもかかわらず、「大学が頑なに正確な情報の開示を行わず、事実関係に基づく問題解決を妨げ続けている。」ということである。

大学は、職員間に何らかの紛争等が生じた場合には、速やかに事実関係の確認を行い、事実に基づいた紛争解決に向けての対応を行わなければならないはずである。しかし、今回大学は、理由は不明であるが、新たに文書の作り替え、原本を開示しない、あるいは様々な理由をつけては事実関係確認のための文書の開示を遅らせる、事実確認ができないようにする等の異常な対応を繰り返している。このような大学の行為は「証明妨害」といっても過言ではないものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯について

平成28年4月28日付け文書にて、本学に対して本件請求文書の開示請求があり、本学は、平成28年6月13日付けで法人文書開示決定通知書を審査請求人に送付した。

この後、本開示決定に対して、平成28年6月21日付けで審査請求人から審査請求書が提出された。

2 対象文書について

本学が一部開示とした法人文書は、文書1ないし文書11である。

3 原処分維持の理由

審査請求人は、平成24年度に特定教員が間違いなく大学院生の指導員であったことが確認できる文書の開示を求めているが、本学としては、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

本学が保有する対象文書として開示した文書は、平成28年6月13日付け法人文書開示決定通知書の別紙に記載したとおり、上記の文書1ないし文書11である。

①平成24年度に特定教員が担当した大学院生が研究科教育委員会に提出した指導教員願、履修計画、研究計画概要については、「研究指導グループ届」、「履修計画表」、「研究計画書」が該当する。「履修計画表」については、様式上、副指導教員名の記入はない。②平成24年度に特定教員が担当した大学院生の教授会学位審査資料、③休学中、学籍移動、指導者の変更のあったものはそれを証明する教授会資料については、いずれも開示した教授会資料が該当する。

③の学生の休学、復学、退学の情報については、法5条1号にいう学生の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、指導教員の欄についても不開示とした。

以上のことから、当該請求に関する文書は、開示したとおりであり、適切である。

さらに審査請求人からは、一教員の大学院生の指導状況の確認が必要となった旨の理由を述べているが、これらは民事訴訟の争点であり、法の趣旨になじまないものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月12日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年12月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、広島大学において本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件開示請求は、平成24年度に特定教員が主指導教員又は副指導教員として担当した大学院生に係る各文書の開示を求めるものであったため、原処分においては、広島大学が保有する「学生系情報システム」から、同年度に特定教員が主指導教員又は副指導教員として記録されている大学院生を特定し、開示請求書で指定された各文書について、当該大学院生に係る記載があるものを探索し、該当する全ての文書を本件対象文書として特定したものである。

諮問に当たり改めて確認を行ったところであるが、本件対象文書の外に請求に該当する文書の存在は確認されず、理由説明書（上記第3）に記載のとおり、原処分における文書特定は妥当であると判断するものである。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、広島大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると、いずれも大学院生の就学に関する情報が記載された文書であって、文書1ないし文書8にあっては各大学院生について作成された文書の全体が、また、文書9ないし文書11にあっては文書中の各大学院生に係る情報が記載された部分が、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、広島大学においてこれを公にすることはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イには該当し

ない。加えて、同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、大学院生の氏名及び学生番号については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はなく、その余の不開示部分については、これを公にすると、当該大学院生の知人、大学の関係者等一定の範囲の者であれば個人の特定や推測ができる可能性を否定し難く、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、広島大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

平成24年度に特定教員が担当した大学院生とその主指導教員，副指導教員が具体的に分かる以下のもの。①特定教員が担当した大学院生が研究科教育委員会に提出した指導教員願，履修計画，研究計画概要，②教授会学位審査資料，③休学中，学籍移動，指導者の変更のあったものはそれを証明する教授会資料。

2 本件対象文書

- 文書1 平成17年度特定研究科研究指導グループ届
- 文書2 平成21年度特定研究科研究指導グループ届
- 文書3 平成24年度特定研究科研究指導グループ届
- 文書4 指導教員変更届
- 文書5 平成17年度入学生特定研究科履修計画表
- 文書6 平成21年度入学生特定研究科履修計画表
- 文書7 平成24年度入学生特定研究科履修計画表
- 文書8 博士課程及び博士課程後期研究計画書
- 文書9 平成24年度特定研究科教授会資料
- 文書10 平成25年度特定研究科教授会資料
- 文書11 平成27年度特定研究科教授会資料